

第 5 章 火山災害対策

【修正前】

【修正後】

【備考】

<p>第 1 節 火山災害対策の概要 第 1 火山災害対策について (略)</p> <p>2 本県の火山の概況 本県には、吾妻山、安達太良山、磐梯山、燧ヶ岳、沼沢の五活火山があるほか、那須岳にも隣接しており、「火と山と湖のくに」の名のとおり、その自然環境は県民生活に限りない豊かさと安らぎをもたらしている。</p> <p>しかし、一方では、吾妻山、安達太良山、磐梯山は、近世の歴史にみられるように、火山活動によって多くの被害をもたらしているところである。</p> <p>全国には 111 の活火山があり、このうち、今後 100 年程度の中長期的な噴火の可能性及び社会的影響を踏まえて「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」として火山噴火予知連絡会によって 50 火山が選定されている(2014 年 11 月選定)。気象庁は、これらの火山について噴火の前兆を捉えて噴火警報等を的確に発表するために常時観測体制を整備し、火山活動を 24 時間体制で常時観測・監視している。福島県の火山では、吾妻山、安達太良山、磐梯山、那須岳について、仙台管区気象台地域火山監視・警報センター及び気象庁地震火山部火山監視・警報センターで常時観測・監視している。</p> <p>本県の五活火山、及び隣接する那須岳の特徴は以下のとおり。</p> <p>(1) 吾妻山 玄武岩～安山岩の多数の成層火山からなり、西大巔、西吾妻山、中吾妻山、東吾妻山、高山により構成される南列及び藤十郎、東大巔、昭元山、一切経山で構成される北列の 2 列に大別される。南列より北列が新しく、それぞれの列では西より東の方が新しく形成された。北列の多くの火山は山頂火口をもち、特に東部の一切経山付近には、五色沼・大穴・桶沼・吾妻小富士など多くの新しい火砕丘・火口がある。有</p>	<p>第 1 節 火山災害対策の概要 第 1 火山災害対策について (略)</p> <p>2 本県の火山の概況 本県には、吾妻山、安達太良山、磐梯山、燧ヶ岳、沼沢の五活火山があるほか、那須岳にも隣接しており、「火と山と湖のくに」の名のとおり、その自然環境は県民生活に限りない豊かさと安らぎをもたらしている。</p> <p>しかし、一方では、吾妻山、安達太良山、磐梯山は、近世の歴史にみられるように、火山活動によって多くの被害をもたらしているところである。</p> <p>全国には 111 の活火山があり、このうち、今後 100 年程度の中長期的な噴火の可能性及び社会的影響を踏まえて「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」として火山噴火予知連絡会によって 50 火山が選定されている(2014 年 11 月選定)。気象庁は、これらの火山について噴火の前兆を捉えて噴火警報等を的確に発表するために常時観測体制を整備し、火山活動を 24 時間体制で常時観測・監視している。福島県内にまたがる火山では、吾妻山、安達太良山、磐梯山、那須岳について、仙台管区気象台地域火山監視・警報センター及び気象庁地震火山部火山監視・警報センターが常時観測・監視している。</p> <p>本県の五活火山、及び隣接する那須岳の特徴は以下のとおり。</p> <p>(1) 吾妻山 玄武岩～安山岩の多数の成層火山からなり、西大巔、西吾妻山、中吾妻山、東吾妻山、高山により構成される南列及び藤十郎、東大巔、昭元山、一切経山で構成される北列の 2 列に大別される。南列より北列が新しく、それぞれの列では西より東の方が新しく形成された。北列の多くの火山は山頂火口をもち、特に東部の一切経山付近には、五色沼・大穴・桶沼・吾妻小富士など多くの新しい火砕丘・火口がある。有</p>	
---	--	--

第5章 火山災害対策

【修正前】

【修正後】

【備考】

史以降の噴火は北側火口列の一切経山の水蒸気爆発又はマグマ噴火で、その南～東斜面には噴気地帯が広く分布している。

史以降の噴火は北側火口列の一切経山の水蒸気爆発又はマグマ噴火で、その南～東斜面には噴気地帯が広く分布している。

2014（平成26）年12月～2016（平成28）年10月、2018（平成30）年9月～2019（令和元）年5月、2019（令和元）年5月～2019（令和元）年6月の期間で大穴火口周辺における火山活動が活発化し、噴火警戒レベル2（火口周辺規制）に引き上げられた。

（略）

（略）

第2 火山地域市町村

第2 火山地域市町村

本県においては、表のとおり 17 市町村が活火山に近接している。これらの市町村にあつては、国、県及び防災関係機関と平常時から情報を共有し、連携を取りながら火山防災対策を実施することとする。

本県においては、表のとおり 18 市町村が活火山に近接している。これらの市町村にあつては、国、県及び防災関係機関と平常時から情報を共有し、連携を取りながら火山防災対策を実施することとする。

吾妻山	福島市、猪苗代町、北塩原村
安達太良山	福島市、郡山市、二本松市、本宮市、大玉村、猪苗代町
磐梯山	郡山市、会津若松市、喜多方市、猪苗代町、磐梯町、北塩原村、湯川村
那須岳	白河市、西郷村、下郷町
沼沢	三島町、金山町
燧ヶ岳	檜枝岐村

吾妻山	福島市、猪苗代町、北塩原村
安達太良山	福島市、郡山市、二本松市、本宮市、大玉村、猪苗代町
磐梯山	郡山市、会津若松市、喜多方市、猪苗代町、磐梯町、北塩原村、会津坂下町、湯川村
那須岳	白河市、西郷村、下郷町
沼沢	三島町、金山町
燧ヶ岳	檜枝岐村

第3 火山災害警戒地域

第3 火山災害警戒地域

活動火山対策特別措置法（以下「活火山法」）に基づき、内閣総理大臣は火山の爆発による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域として火山災害警戒地域（以下「警戒地域」という。）を指定している。

活動火山対策特別措置法（以下「活火山法」）に基づき、内閣総理大臣は火山の爆発による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域として火山災害警戒地域（以下「警戒地域」という。）を指定している。

本県の警戒地域は表のとおりであり、本章における市町村とは次の 13 市町村をいう。

本県の警戒地域は表のとおりであり、本章における市町村とは次の 14 市町村をいう。

福島市、会津若松市、郡山市、喜多方市、二本松市、本宮市、

福島市、会津若松市、郡山市、喜多方市、二本松市、本宮市、

第5章 火山災害対策

【修正前】

【修正後】

【備考】

大玉村、下郷町、北塩原村、磐梯町、猪苗代町、湯川村、西郷村

大玉村、下郷町、北塩原村、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、西郷村

火山名	県	市町村
吾妻山	福島県、 (山形県)	福島市、猪苗代町、(米沢市)
安達太良山	福島県	福島市、郡山市、二本松市、本宮市、大玉村、猪苗代町
磐梯山	福島県	会津若松市、喜多方市、北塩原村、磐梯町、猪苗代町、湯川村
那須岳	福島県、 (栃木県)	下郷町、西郷村、(那須塩原市、那須町)

火山名	県	市町村
吾妻山	福島県、 (山形県)	福島市、猪苗代町、(米沢市)
安達太良山	福島県	福島市、郡山市、二本松市、本宮市、大玉村、猪苗代町
磐梯山	福島県	会津若松市、喜多方市、北塩原村、磐梯町、猪苗代町、 <u>会津坂下町</u> 、湯川村
那須岳	福島県、 (栃木県)	下郷町、西郷村、(那須塩原市、那須町)

(略)

第2節 火山災害予防対策

第1 本県の火山防災協議会

(略)

1 避難計画等の策定

各火山防災協議会における共同検討などを通じて、市町村は、福島県火山噴火緊急減災対策砂防計画検討委員会が策定した噴火シナリオや災害予想区域図等をもとに、防災上必要な情報を付加した火山防災マップを作成し、仙台管区気象台は、具体的な避難行動と結びついた噴火警戒レベル等の運用について設定する。

これらを踏まえながら、市町村は各火山防災協議会における共同検討などを通じて、警戒地域ごとに、次の事項について市町村地域防災計画に定めるとともに、避難開始時期、避難対象地域、指定緊急避難場所等の避難先、避難経路・手段などを内容とする具体的で実践的な避難計画を策定し、市町村地域防災計画に位置付けるものとする。

(略)

(略)

第2節 火山災害予防対策

第1 本県の火山防災協議会

(略)

1 避難計画等の策定

各火山防災協議会は、避難開始時期、避難対象地域、火山活動が活発化した場合における避難対応、立入規制、情報伝達など具体的な防災対応について定める避難計画を策定する。また、仙台管区気象台は、具体的な避難行動と結びついた噴火警戒レベル等の運用について設定する。

これらを踏まえながら、市町村は各火山防災協議会が定める避難計画や火山ハザードマップ等をもとに火山防災マップを作成し、次の事項について市町村地域防災計画に定めるものとする。

(略)

第5章 火山災害対策

【修正前】

【修正後】

【備考】

(第3節より移設)

(第3節より移設)
 (第3節より移設)
 (第3節より移設)
 (第3節より移設)
 (第3節より移設)

2 住民、登山者、観光客等に対する周知・啓発

県（危機管理総室）及び市町村は、火山地域の住民、登山者、観光客等に対し、火山災害の危険性について周知・啓発を行う。市町村は作成した火山防災マップ等について住民、

2 噴火警戒レベルの運用

噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じた「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標である。福島県内及び県に隣接する活火山の噴火警戒レベル運用状況は下表のとおり。また、噴火警戒レベル運用火山の噴火警戒レベル表を次ページ以降に示す。

なお、登山者・入山者等への対応については噴火警戒レベル表に示されるとおりであり、県（環境共生総室、道路総室）及び市町村は噴火警報レベルに応じて立入規制等を行うものとする。

福島県及び隣接する活火山の噴火警戒レベル運用状況

区分	火山名
噴火警戒レベルが運用されている火山	吾妻山、安達太良山、磐梯山、那須岳
噴火警戒レベルが運用されていない火山	沼沢、燧ヶ岳

噴火警戒レベルは噴火警報・噴火予報で発表される。また、気象庁ホームページに現在の噴火警戒レベルが表示されている。

吾妻山の噴火警戒レベル表 ※別紙1のとおり修正

安達太良山の噴火警戒レベル表 ※別紙2のとおり修正

磐梯山の噴火警戒レベル表 ※別紙3のとおり修正

那須岳の噴火警戒レベル表 ※別紙4のとおり修正

噴火警戒レベルが運用されていない火山（沼沢、燧ヶ岳）の場合 ※別紙5のとおり修正

3 住民、登山者、観光客等に対する周知・啓発

県（危機管理総室）及び市町村は、火山地域の住民、登山者、観光客等に対し、火山災害の危険性や異常現象を発見した場合の通報義務について周知・啓発を行う。市町村は作成

第5章 火山災害対策

【修正前】

【修正後】

【備考】

登山者、観光客等への情報提供を効果的に行うものとし、当該区域における火山防災マップ及び警戒避難対策等を市町村地域防災計画に明示し、その内容を当該区域の住民等に周知するものとする。

県（観光交流局、道路総室）及び市町村は、登山者及び観光客に対し、登山情報及び観光情報において、火山災害の危険性のほか、避難に関する情報や山小屋等の位置等について周知・啓発を行う。

また、福島県観光物産交流協会、市町村観光協会及びその他の関係機関は、注意喚起のため標識の掲示、チラシの配付、車内放送等その所掌業務に基づき、周知・啓発を行うほか、県又は市町村から周知・啓発について応援要請があった場合はこれに協力するものとする。

市町村は、異常現象を発見した場合の通報義務について住民、登山者、観光客等に啓発を図るとともに、火山性ガスの噴出地帯などの危険箇所については、立入を規制する立看板等を設置するなど、住民、登山者、観光客等へ周知を図るものとする。

（略）

3 登山届等の提出の周知・啓発

県（観光交流局、警察本部）及び市町村は、火山災害発生時の救助活動を迅速、的確に実施するため、関係機関等と連携し、火山地域での登山を計画する者に対し、登山届（登山届、登山計画書、登山カード等をいう。以下同じ。）等の積極的な提出及び携帯電話による災害情報に関するメール配信登録サービスについて周知・啓発を図るものとする。

登山者等は、自らの安全を確保するため、噴火のおそれに関する情報の収集、関係者との連絡手段の確保、登山届の積極的な提出等の手段を講じるよう努めるものとする。

4 防災訓練等の実施及び避難誘導體制の充実

県（危機管理総室）及び市町村は、防災関係機関、避難促進施設、住民、登山者、観光客等に参加を求め、火山災害の防止又は軽減を図るため、火山防災マップ等を活用するなど、

した火山防災マップ等について住民、登山者、観光客等への情報提供を効果的に行うものとし、当該区域における火山防災マップ及び警戒避難対策等を市町村地域防災計画に明示し、その内容を当該区域の住民等に周知するものとする。

県（環境共生総室、観光交流局、道路総室）及び市町村は、登山者及び観光客に対し、登山情報及び観光情報において、火山災害の危険性のほか、避難に関する情報や山小屋等の位置等について周知・啓発を行うとともに、火山性ガスの噴出地帯などの危険箇所については、立入を規制する立看板等を設置するなど、住民、登山者、観光客等へ周知を図るものとする。

福島県観光物産交流協会、市町村観光協会及びその他の関係機関は、注意喚起のため標識の掲示、チラシの配付、車内放送等その所掌業務に基づき、周知・啓発を行うほか、県又は市町村から周知・啓発について応援要請があった場合はこれに協力するものとする。

（略）

4 登山届等の提出の周知・啓発

県（危機管理総室、警察本部）及び市町村は、火山災害発生時の救助活動を迅速、的確に実施するため、関係機関等と連携し、火山地域での登山を計画する者に対し、登山届（登山届、登山計画書、登山カード等をいう。以下同じ。）等の積極的な提出及び携帯電話による災害情報に関するメール配信登録サービスについて周知・啓発を図るものとする。

登山者等は、自らの安全を確保するため、噴火のおそれに関する情報の収集、関係者との連絡手段の確保、登山届の積極的な提出等の手段を講じるよう努めるものとする。

5 防災訓練等の実施及び避難誘導體制の充実

県（危機管理総室）及び市町村は、火山災害による被害の軽減を図るため、防災関係機関、避難促進施設、住民、登山者、観光客等に参加を求め、実践的な防災訓練を実施するも

第5章 火山災害対策

【修正前】

【修正後】

【備考】

実践的な防災訓練を実施するものとする。

また、市町村及び各火山防災協議会は、防災関係機関等に参加を求め、火山災害の特殊性を考慮した火山防災情報の収集・伝達訓練、通信訓練を実施し、訓練により明らかとなった課題等について、避難計画に反映させる等、訓練を通じて火山防災対策の充実を図るように努めるとともに、避難誘導・支援者などが噴火警報等を確実に入手するための複数の情報入手手段・装備や、消防団体などの避難支援者へ退避を指示できる通信手段(移動系無線等)及び受傷事故を防止するための装備の充実を図るものとする。

5 企業防災の促進（避難確保計画の作成等）

(略)

6 情報の共有等

(略)

吾妻山情報連絡系統図

安達太良山情報連絡系統図

磐梯山情報連絡系統図

(略)

第3節 火山災害応急対策

第1 活動体制

(1) 県災害対策本部の設置

知事は、火山の噴火等により災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、災害応急対策を円滑に実施するため、次の基準により災害対策基本法第23条の規定に基づく福島県災害対策本部（以下、この節において「本部」という。）を設置する。

また、知事は、災害発生後における災害応急対策がおおむね完了したとき、又は災害発生の危険がなくなったときは、本部を解散する。

設置基準

1 大規模な災害の発生するおそれがあり、その対策を要するとき。

2 災害が発生し、その規模及び範囲からして特に対策を要

のとする。

また、訓練により明らかとなった課題等について、避難計画に反映させる等、訓練を通じて火山防災対策の充実を図るように努めるとともに、避難誘導・支援者などが噴火警報等を確実に入手するための複数の情報入手手段・装備や、消防団体などの避難支援者へ退避を指示できる通信手段(移動系無線等)及び受傷事故を防止するための装備の充実を図るものとする。

6 企業防災の促進（避難確保計画の作成等）

(略)

7 情報の共有等

(略)

吾妻山情報連絡系統図 ※別紙6のとおり修正

安達太良山情報連絡系統図 ※別紙7のとおり修正

磐梯山情報連絡系統図 ※別紙8のとおり修正

(略)

第3節 火山災害応急対策

第1 活動体制

(1) 県の活動体制

【火山災害対策に係る配備基準】 ※別紙9を新設

第5章 火山災害対策

【修正前】

【修正後】

【備考】

するとき。

3 災害救助法による救助を適用する災害が発生したとき。

(2) 県特別警戒本部の設置

火山災害応急対策を実施するため、本部の設置に至るまでの間又は必要と認められたときは、福島県特別警戒本部設置要綱に基づき福島県特別警戒本部（以下「特別警戒本部」という。）を設置する。

(3) 職員の非常配備・参集

職員の配備体制及び配備時期、配備要員等は、「第3章第2節 職員の動員配備」に定めるところによる。

(4) 地方本部体制

(略)

(5) 市町村の活動体制

(略)

(6) 指定地方行政機関等の活動体制

(略)

第2 噴火警報等の伝達

1 噴火警報等の種類

活火山である吾妻山、安達太良山、磐梯山、燧ヶ岳、沼沢及び那須岳に係る噴火警報等の種類は、以下のとおりである。

(1) 噴火警報

噴火警報は、仙台管区气象台及び気象庁地震火山部が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象(大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象)の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」(生命に危険を及ぼす範囲)を明示して発表するもの。

「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報(居住地域)」又は「噴火警報」、含まれない場合は「噴火警報(火口周辺)」又は「火口周辺警報」として発表する。

噴火警報(居住地域)は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

(削除)

(削除)

(2) 地方本部体制

(略)

(3) 市町村の活動体制

(略)

(4) 指定地方行政機関等の活動体制

(略)

第2 噴火警報等の伝達

1 噴火警報等の種類

活火山である吾妻山、安達太良山、磐梯山、燧ヶ岳、沼沢及び那須岳について、仙台管区气象台及び気象庁地震火山部が発表する噴火警報等の主な種類は、以下のとおりである。

(1) 噴火警報

噴火警報は、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象(大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象)の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」(生命に危険を及ぼす範囲)を明示して発表されるもの。

「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報(居住地域)」又は「噴火警報」、含まれない場合は「噴火警報(火口周辺)」又は「火口周辺警報」として発表される。

第5章 火山災害対策

【修正前】

【修正後】

【備考】

(2) 噴火予報

噴火予報は、仙台管区气象台及び気象庁地震火山部が、噴火警報の解除を行う場合等に発表するもの。

(3) 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じた「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標である。福島県内及び県に隣接する活火山の噴火警戒レベル運用状況は下表のとおり。また、噴火警戒レベル運用火山の噴火警戒レベル表を次ページ以降に示す。

なお、登山者・入山者等への対応については噴火警戒レベル表に示されるとおりであり、市町村は噴火警報レベルに応じて立入規制等を行うものとする。

福島県及び隣接する活火山の噴火警戒レベル運用状況

区分	火山名
噴火警戒レベルが運用されている火山	吾妻山、安達太良山、磐梯山、那須岳
噴火警戒レベルが運用されていない火山	沼沢、燧ヶ岳

噴火警戒レベルは噴火警報・噴火予報で発表される。また、気象庁ホームページに現在の噴火警戒レベルが表示されている。

吾妻山の噴火警戒レベル表

安達太良山の噴火警戒レベル表

磐梯山の噴火警戒レベル表

那須岳の噴火警戒レベル表

(4) 降灰予想

噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。

(2) 噴火予報

予想される火山現象の状況が静穏である場合その他の火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合で、火山の状態の変化等を周知する必要があると認める場合に発表。

（第2節へ移設）

（第2節へ移設）

（第2節へ移設）

（第2節へ移設）

（第2節へ移設）

(3) 降灰予想

第5章 火山災害対策

【修正前】

【修正後】

【備考】

次の3種類の降灰予報を気象庁地震火山部が発表する。

ア 降灰予報（定時）

- ・噴火警報発表中の火山で、人々の生活に影響を及ぼす降灰のおそれがある火山に対して発表する。
- ・噴火の発生に関わらず、火山の活動状況に応じて一定規模の噴火を仮定して定期的に発表する。

（略）

イ 降灰予報（速報）

- ・噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表する。
- ・降灰予報（定時）を発表中の火山では、「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表する。
- ・降灰予報（定時）が未発表の火山では、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。
- ・事前計算された降灰予報結果から適切なものを抽出することで、噴火後速やかに（5～10分程度で）発表する。
- ・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供する。

ウ 降灰予報（詳細）

- ・噴火の観測情報（噴火時刻、噴煙高など）を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行って発表する。
- ・降灰予報（定時）を発表中の火山では、「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表する。
- ・降灰予報（定時）が未発表の火山では、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。
- ・降灰予測計算結果に基づき、噴火後20～30分程度で発表する。
- ・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や、降灰開始時刻を提供する。

（略）

(5)火山ガス予報

火山ガス予報は、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を対象に気象庁地震火山部及び仙台管区气象台が発表す

ア 降灰予報（定時）

- ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表。

（略）

イ 降灰予報（速報）

- ・噴火が発生した火山※1に対して事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表。
- ・噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。

※1 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

ウ 降灰予報（詳細）

- ・噴火が発生した火山※2に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い噴火発生後20～30分程度で発表。
- ・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。

※2 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対策が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず降灰予報（詳細）も発表。

（略）

(4)火山ガス予報

居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を

第5章 火山災害対策

【修正前】

【修正後】

【備考】

る。
 注) 該当する火山は、現在はなし。
 発表基準：居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合
 発表時期：原則として定時
 (6) その他の情報等
噴火警報・予報及び降灰予報以外に、火山活動の状況等を知らせるための情報として、気象庁地震火山部及び仙台管区気象台は、次の情報等を発表する。
 ア 火山の状況に関する解説情報
火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的または必要に応じて臨時に発表する。臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示し、発表する。
 イ 噴火速報
噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動をとってもらうために、火山活動を24時間体制で観測・監視している火山を対象に発表する。
なお、以下のような場合には発表しない。
 ・普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合。
 ・噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合。
 ウ 火山活動解説資料
地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表する。
 エ 月間火山概況
前月二ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、原則毎月上旬に発表する。
 オ 噴火に関する火山観測報
主に航空関係機関向けの情報で、噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙の高さ等の情報を発表する。

表する予報で、気象庁（及び仙台管区気象台）が発表。
 (5) その他の情報等
 ア 噴火速報
噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動をとってもらうために発表。
なお、以下のような場合には発表しない。
 ・普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合。
 ・噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合。
 イ 火山の状況に関する解説情報
火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的又は必要に応じて臨時に発表。臨時に発表する際は、火山活動の高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示する。
 ウ 火山活動解説資料
地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表。
 エ 月間火山概況
前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、原則毎月上旬に発表。
 オ 噴火に関する火山観測報
主に航空関係機関向けの情報で、噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙の高さ等の情報を直ちに発表。

第5章 火山災害対策

【修正前】

【修正後】

【備考】

(略)

3 伝達系統
 噴火警報等は、次の関係機関に伝達し、系統図に従い周知を図るものとする。
特に、噴火警報（居住地域）は、火山現象による災害から、人の生命及び身体を保護するために通報されるものであって特に緊急を要するものであるから、伝達については迅速かつ的確に取扱うものとする。
 噴火警報等の伝達機関
 噴火警報等伝達系統図

(1) 県の措置
 県（危機管理総室）は、噴火警報、噴火速報、臨時に発表する火山の状況に関する解説情報（以下、「臨時の解説情報」という。）を受理したときは、関係市町村及びその他の防災関係機関に対して伝達するとともに、予想される災害に対処するため必要に応じ関係機関に応援の要請等を行うものとする。中でも、噴火警報（居住地域）は特に緊急を要するものであり、市町村長その他防災関係機関等に対して迅速かつ的確に通報するものとする。
また、噴火警報の内容等によって規制される範囲へ至る道路および登山道等に対しては、噴火警報の内容等に応じて規制される範囲より手前の場所において進入禁止等の制限の措置をとるものとする。

(2) 市町村の措置
 市町村は、県（危機管理総室）から噴火警報、噴火速報、臨時の開設情報を受理したときは、市町村地域防災計画などの定めるところにより防災関係機関及び住民、登山者、観光客等に対して伝達するとともに、噴火警報の内容等に応じた立入規制など火山災害防止対策上必要な措置を講ずるものとする。
特に、特別警報〔特別警報に位置づけられる噴火警報（居住地域）〕について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線及び広報車などにより住民等へ周知す

(略)

3 伝達系統
 噴火警報等は、次の関係機関に伝達し、系統図に従い周知を図るものとする。

噴火警報等の伝達機関 ※別紙10のとおり修正
 噴火警報等伝達系統図 ※別紙11のとおり修正

(1) 県の措置
 県（危機管理総室）は、噴火警報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報（臨時）を受理したときは、関係市町村及びその他の防災関係機関に対して伝達するとともに、予想される災害に対処するため必要に応じ関係機関に応援の要請等を行うものとする。
また、噴火警報の内容に応じ、各火山防災協議会で策定した避難計画で定める地点において、道路及び登山道の規制を行う。

(2) 市町村の措置
 市町村は、県（危機管理総室）から噴火警報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報（臨時）を受理したときは、市町村地域防災計画などの定めるところにより防災関係機関及び住民、登山者、観光客等に対して防災行政無線及び広報車などを活用して、伝達するとともに、噴火警報の内容等に応じた登山道の立入規制など火山災害防止対策上必要な措置を講ずるものとする。

第5章 火山災害対策

【修正前】

【修正後】

【備考】

る。

(3) 警察本部の措置

警察本部は、噴火警報、噴火速報、臨時の開設情報を受理したときは、関係警察署に通知するとともに、情報の収集その他必要な措置を講ずるものとする。

(4) 報道機関の措置

報道機関は、噴火警報、噴火速報、臨時の開設情報を受理したときは、テレビ、ラジオ、新聞等により一般住民等に対して当該情報の周知に努めるものとする。

(5) その他の防災関係機関の措置

その他の防災関係機関は、噴火警報、噴火速報、臨時の開設情報を受理したときは、他の関係機関と連絡を密にしながら防災体制の整備を図り、必要な措置を講ずるものとする。

第3 災害情報の収集及び伝達

1 通信手段の確保

火山災害に関する情報は応急対策を実施する上で不可欠なものであるが、現場は地域的に山岳地が多くなることから予想されるため、有線による情報の収集及び伝達は極めて困難になるものと思われる。したがって、県（危機管理総室）、市町村、消防機関その他の防災関係機関は、山小屋、観光施設等に設置された衛星携帯電話などを運用し、情報の収集及び伝達に努めるものとする。

（略）

(2) 市町村は、火山の現象や噴火警戒レベルにより、火山地域において登山者及び観光客等の生命及び身体を保護するため必要と認めるときは、火山の現象や噴火警戒レベル等の情報を、緊急速報メールなど多様な手段により登山客、観光客及び観光施設等へ情報を伝達するものとする。

第4 避難対策

1 避難の勧告等

（新設）

(3) 警察本部の措置

警察本部は、噴火警報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報（臨時）を受理したときは、関係警察署に通知するとともに、情報の収集その他必要な措置を講ずるものとする。

(4) 報道機関の措置

報道機関は、噴火警報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報（臨時）を受理したときは、テレビ、ラジオ、新聞等により一般住民等に対して当該情報の周知に努めるものとする。

(5) その他の防災関係機関の措置

その他の防災関係機関は、噴火警報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報（臨時）を受理したときは、他の関係機関と連絡を密にしながら防災体制の整備を図り、必要な措置を講ずるものとする。

第3 災害情報の収集及び伝達

1 通信手段の確保

県（危機管理総室）、市町村、消防機関その他の防災関係機関は、山小屋、観光施設等に設置された衛星携帯電話などの山岳地でも情報伝達可能な通信手段を確保し、情報の収集及び伝達に努めるものとする。

（略）

(2) 県（危機管理総室）及び市町村は、火山の現象や避難に関する情報について緊急速報メールなど多様な手段により登山客、観光客及び観光施設等へ伝達するものとする。

第4 避難対策

1 避難の指示等

(1) 火口周辺規制

第5章 火山災害対策

【修正前】

【修正後】

【備考】

<p>(新設)</p>	<p>県（危機管理総室）及び市町村は、噴火警戒レベル2に相当する噴火警報（火口周辺）が発表され火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合において、各火山防災協議会の構成機関及び関係機関と連携し、観光客、登山者等に対し規制範囲外へ避難誘導するものとする。</p> <p>(2)入山規制</p> <p>県（危機管理総室）及び市町村は、噴火警戒レベル3に相当する噴火警報（入山規制）が発表され居住地域の近くまで影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合において、各火山防災協議会の構成機関及び関係機関と連携し、観光客、登山者等に対し規制範囲外へ避難誘導するものとする。</p>
<p>(1)避難準備</p> <p>市町村長は、噴火警戒レベル3に相当する噴火警報（火口周辺）が発表され、居住地域の近くまで災害が発生させる現象が及ぶと認めるときは、必要に応じて居住地域の高齢者、障がい者等の要配慮者に対して避難の準備を呼びかけるものとする。また、噴火警戒レベル4に相当する噴火警報（居住地域）が発表され、居住地域において災害が発生するおそれがあると認めるときは、警戒が必要な居住地域の住民に対して避難の準備を呼びかけるものとする。</p>	<p>(3)避難準備・高齢者等避難開始</p> <p>市町村は、噴火警戒レベル4に相当する噴火警報（避難準備）が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される場合において、居住域の高齢者、障がい者等の要配慮者に対しては避難を、居住地域の住民に対しては避難の準備を呼びかけるものとする。</p>
<p>(2)避難勧告、指示</p> <p>市町村長は、噴火警戒レベル2またはレベル3に相当する噴火警報（火口周辺）が発表され、火口周辺または居住地域の近くまで災害が発生させる現象が及ぶと認めるときは、事前に警戒範囲内の登山者及び観光客に対して避難を勧告、又は指示し、避難者を誘導するものとする。</p> <p>噴火警戒レベル4に相当する噴火警報（居住地域）が発表され、災害が発生するおそれがあると認めるときは、警戒が必要な居住域の高齢者、障がい者等の要配慮者に対して避難を勧告、又は指示し、避難者を誘導するものとする。</p> <p>また、火山現象により、住民等の生命及び身体の保護が緊急を要すると認められるとき、又は噴火警戒レベル5に相当</p>	<p>(4)避難勧告、指示</p> <p>市町村長は、噴火警戒レベル5に相当する噴火警報（避難）が発表され、居住域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にあるときは、居住域の住民に対して、避難を勧告又は指示するものとする。</p> <p>なお、避難を勧告、又は指示するときは、避難先、避難場所を明示するものとし、市町村地域防災計画に定める避難勧告等の伝達体制により住民等に伝達するものとする。</p>

第5章 火山災害対策

【修正前】

【修正後】

【備考】

する噴火警報（居住地域）を受けたときは、緊急である旨を付して避難を勧告又は指示するものとする。

これらの勧告、指示、誘導においては、高齢者、障がい者等の要配慮者に対しては十分配慮するものとする。

なお、避難を勧告、又は指示するときは、避難先、避難場所を明示するものとし、市町村地域防災計画に定める避難勧告等の伝達体制により住民等に伝達するものとする。（本事項は、以下(3)の伝達についても準用するものとする。）

(3) 二次避難等

市町村長は、緊急避難の後危険性が一時的に消滅したと認めるときで、さらに遠方に避難する必要があると認められるときは、緊急避難者に対して最終的に安全な場所への避難を勧告又は指示し、避難者を誘導又は搬送するものとする。高齢者、障がい者等の要配慮者に十分配慮するものとする。

この場合、市町村長は、県（危機管理総室）、福島地方気象台、警察本部その他の関係機関と十分協議するものとする。

（新設）

2 避難誘導

市町村長は、火山噴火等により住民、登山者、観光客等の生命、身体等に危険がある場合には、平常時からの各火山防災協議会における検討結果などに基づき、仙台管区気象台又は気象庁地震火山部が発表する噴火警報等に対応して、入山規制、避難勧告・指示、警戒区域の設定等を行うとともに適

（削除）

(5) 緊急退避

県（危機管理総室）及び市町村は突発的な噴火が発生した場合において、火口周辺の観光客、登山者等に対し、至急、近くの建物や岩陰など安全な場所に避難して身を守るよう呼びかけるものとする。また、居住地域への火山現象の到達が早く、指定避難所等への避難が間に合わない住民等に対しては、近くの頑丈な建物や高台などへ緊急退避を呼びかけるものとする。

各火山防災協議会の構成機関は、市町村が実施する住民等の避難誘導や輸送手段の確保等について支援する。

2 立入規制

県（環境共生総室、道路総室）及び市町村は噴火警報等の内容に応じ、各火山防災協議会で策定した避難計画に基づき、道路及び登山道の規制を行う。

第5章 火山災害対策

【修正前】

【修正後】

【備考】

切な避難誘導を実施する等、迅速かつ円滑な警戒避難対策をとるものとする。

なお、避難時の周囲の状況などにより、屋内にとどまっていたほうが安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

また、必要に応じ、指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

3 広域的な避難対策

避難に関し、市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整については、「第3章第9節 避難」及び「第3章第10節 避難所の設置・運営」によるものとする。

3 広域的な避難対策

市町村は、火山現象の影響により、同市町村内で安全な地域における避難所等の確保や避難者の収容が困難と判断した場合、他市町村への広域避難の実施に向けて、避難先となる市町村と連絡を取り、避難者の受入れを要請するとともに、避難者の受入体制について協議する。

また、広域避難の実施を決定した場合は、すでに開設・運営されている避難所等や避難対象地域にいる住民等に対して、避難先となる市町村への広域避難について周知し、避難誘導の対応にあたる。

なお、避難先として想定される市町村と平時から協議を行い、火山災害が発生した場合における広域避難の具体的な実施体制について、予め整理しておくよう努めるものとする。

県は市町村による広域避難に係る調整について、「第3章第9節 避難」及び「第3章第10節 避難所の設置・運営」により支援する。

【修正前】

吾妻山の噴火警戒レベル表

種別	名称	対象範囲	レベル（キーワード）	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある	危険な居住地域からの避難等が必要	・噴火に伴う融雪型火山泥流が居住地域まで到達、あるいはそのような噴火が切迫している 【過去事例】有史以降の事例なし
			4（避難準備）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）	警戒が必要な居住地域での避難準備、要配慮者の避難等が必要 全山入山規制	・噴火に伴う融雪型火山泥流が発生し、噴火がさらに継続すると居住地域まで到達すると予想される 【過去事例】有史以降の事例なし
警報	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される	住民は通常の生活。状況に応じて要配慮者の避難準備 登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等	・小～中規模噴火が発生して、火口から概ね4km以内に噴石飛散 【過去事例】 1893年：噴石が火口から約1.5kmまで飛散 ・地震多発や顕著な地殻変動等により、小～中規模噴火の発生が予想される 【過去事例】観測事例なし
		火口周辺	2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等	・小規模噴火が発生し、火口から概ね1.5km以内に噴石飛散 【過去事例】 1977年：小規模噴火の発生 1952年：小規模噴火の発生、噴石が火口から約0.2kmまで飛散 1950年：小規模噴火の発生、噴石が火口から約1.2kmまで飛散 ・地震活動や噴気活動の活発化等により、小規模噴火の発生が予想される 【過去事例】 1966年：有感地震を含む地震活動の活発化
予報	噴火予報	火口内等	1（活火山であることに留意）	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）	状況に応じて火口内への立入規制等	・火山活動は静穏、状況により火口内に影響する程度の噴出の可能性あり

【修正後】

吾妻山の噴火警戒レベル表

種別	名称	対象範囲	レベル（キーワード）	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要	・火砕流・火災サージ、融雪型火山泥流が居住地域に到達、あるいは切迫している 【過去事例】有史以降の事例なし。
			4（避難準備）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される。（可能性が高まっている）	警戒が必要な居住地域での避難準備等が必要。 要配慮者及び特定地域の避難等が必要。	・火砕流・火災サージ、融雪型火山泥流が居住地域に影響を及ぼす噴火の可能性。 【過去事例】有史以降の事例なし。
警報	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。 状況に応じて特定地域の避難、要配慮者の避難準備等が必要。	・火口から概ね4km以内に大きな噴石が飛散、火砕流・火災サージが流下するような噴火の発生、またはその可能性。 【過去事例】 1893年の噴火：噴石が火口から約1.5kmまで飛散 【過去事例】観測事例なし。
		火口周辺	2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。特定地域の避難等が必要。	・火口から概ね1.5km以内に大きな噴石が飛散するような噴火の発生、またはその可能性。 【過去事例】 2014年～2016年の活動：噴気、熱、地震活動の活発化 1977年：火口周辺に降灰 1966年：身体に感じる有感地震を含む地震活動の活発化 1950年：噴石が火口から約1.2kmまで飛散
予報	噴火予報	火口内等	1（活火山であることに留意）	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる。（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）	状況に応じて火口内への立入規制等、特定地域の避難準備等が必要。	・火山活動は静穏。 ・状況により火口周辺に内に影響する程度の火山灰や火山ガス等の噴出。

※特定地域とは、居住地域よりも吾妻山の想定火口に近い所に位置する集客施設が含まれる地域を指す。

居住地域より早期に避難等の対応が必要になることがある。

※融雪型火山泥流は積雪期のみ想定される。

※ここでの火口とは、「大穴火口及び旧火口周辺」（大穴火口と燕沢火口列）をいう。

※吾妻小富士、五色沼など、想定火口以外で噴火が発生した場合は、直ちに新たな噴火警戒レベルを火山防災協議会で設定する。

注1) ここでの「噴石」とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

注2) レベル3の規制には、一部道路の規制を含む。

注3) 火口とは、大穴火口、旧火口をいう。

注4) ここでの中規模噴火とは、噴石が概ね2～4kmの範囲に飛散する噴火とする。

【修正前】

【修正後】

安達太良山の噴火警戒レベル表

種別	名称	対象範囲	レベル（キーワード）	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域） 又は 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある	危険な居住地域からの避難等が必要	・噴火に伴う融雪型火山泥流が居住地域まで到達、あるいはそのような噴火が切迫している 【過去事例】なし 【予想される事例】 1900年の水蒸気爆発が積雪期に発生した場合
			4（避難準備）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）	警戒が必要な居住地域での避難準備、要配慮者の避難等が必要 全山入山規制	・噴火に伴う融雪型火山泥流が発生し、居住地域まで到達すると予想される 【過去事例】なし 【予想される事例】 1900年の水蒸気爆発が積雪期に発生した場合
警報	噴火警報（火口周辺） 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される	住民は通常の生活。状況に応じて要配慮者の避難準備 登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等	・中規模噴火が発生して、火口外に噴出物が飛び出す*1 ・ベースサージ（爆風）、岩屑なだれ等 【過去事例】 1900年7月17日： 噴火、沼ノ平火口内で水蒸気爆発。火口内硫黄精錬所が吹き飛ばされ72名死亡、10名負傷 ・中規模噴火が予想される 【過去事例】なし
			2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等	・小規模噴火が発生し、沼ノ平火口内での噴石飛散*2 ・噴気、泥、硫黄等の噴出 【過去事例】 1899年8月24日：噴火、沼ノ平火口で水蒸気爆発。直径40mの新火口生成。降灰東方数km 1997年4月頃～： 沼ノ平火口底の地中温度上昇 ・小規模噴火の発生が予想される 【過去事例】なし
予報	噴火予報	火口内等	1（活火山であることに留意）	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）	状況に応じて火口内への立入規制等	・ごく小規模な噴気、泥等の噴出 【過去事例】 1996年9月： 白色噴気30m、沼ノ平中央部で泥の噴出、直径100mに飛散 2000年2月： 一時的に300mまで上がる

安達太良山の噴火警戒レベル表

種別	名称	対象範囲	レベル（キーワード）	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）又は 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要	・火口から概ね4 km以内の居住地域に大きな噴石が飛散するような噴火が発生、あるいは切迫している（火砕流・火災サージは居住地近くまで）。 ・融雪型火山泥流が居住地域に到達、あるいは切迫している。 【過去事例】有史以降の事例なし
			4（避難準備）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備が必要。 要配慮者及び特定地域の避難等が必要。	・火口から概ね4 km以内の居住地域に大きな噴石が飛散するような噴火の可能性（火砕流・火災サージは居住地近くまで）。 ・融雪型火山泥流が居住地域に影響を及ぼす噴火の可能性。 【過去事例】有史以降の事例なし
警報	噴火警報（火口周辺）又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される	住民は通常の生活。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。 状況に応じて特定地域の避難、要配慮者の避難準備等が必要。	・火口から概ね2.5km以内に大きな噴石が飛散、火砕流・火災サージ、融雪型火山泥流が流下するような噴火の発生、またはその可能性。 【過去事例】 1900年7月17日：噴火、沼ノ平火口内で水蒸気噴火
			2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。 状況に応じて特定地域の避難準備等が必要。	・火口から概ね1 km以内に大きな噴石が飛散するような噴火の発生、またはその可能性。 【過去事例】 1899年8月24日：沼ノ平火口で水蒸気噴火。
予報	噴火予報	火口内等	1（活火山であることに留意）	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等	・火山活動は静穏。 ・状況により火口内に影響する程度の火山灰や火山ガス等の噴出 【過去事例】 1996年9月：白色噴気30m、沼ノ平中央部で泥の噴出し直径100 mに飛散 2000年2月：一時的に300mまで上がる

※特定地域とは、居住地域よりも安達太良山の想定火口に近い所に位置する集客施設が含まれる地域を指す。居住地域より早期に避難等の対応が必要になることがある。

※融雪型火山泥流は積雪期のみ想定される。

注1) ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。

* 1 概ね2.5km以内に噴石が飛散 * 2 概ね1km以内に噴石が飛散

【修正前】

【修正後】

磐梯山の噴火警戒レベル表

種別	名称	対象範囲	レベル（キーワード）	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域） 又は 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある	危険な居住地域からの避難等が必要	・大規模噴火の発生 ・噴火に伴う融雪型火山泥流が居住地域まで到達、あるいはそのような噴火が切迫している 【過去事例】なし 【予想される事例】 1888年の水蒸気爆発が積雪期に発生した場合
			4（避難準備）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）	警戒が必要な居住地域での避難準備、要配慮者の避難等が必要 全山入山規制	・大規模噴火の可能性・噴火に伴う融雪型火山泥流が発生し、噴火がさらに継続すると居住地域まで到達すると予想される 【過去事例】なし 【予想される事例】 1888年の水蒸気爆発が積雪期に発生する可能性
警報	噴火警報（火口周辺） 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される	住民は通常の生活。状況に応じて要配慮者の避難準備 登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等	・中規模噴火が発生して、火口から概ね3km以内に噴石飛散 【過去事例】なし ・中規模噴火の発生が予想される 【過去事例】 2000年8月15日： 日別地震回数403回、有感地震発生、GPSに若干の変化、入山規制、磐梯山ゴールドライン規制
		火口周辺	2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される	住民は通常の生活。 火口周辺への立入規制等	・小規模噴火が発生し、火口から概ね1km以内に噴石飛散 【過去事例】なし ・小規模噴火の発生が予想される 【過去事例】なし
予報	噴火予報	火口内等	1（活火山であることに留意）	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）	状況に応じて火口内への立入規制等	現在の状態

磐梯山の噴火警戒レベル表

種別	名称	対象範囲	レベル（キーワード）	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）又は 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・火口から概ね4km以内の居住地域に大きな噴石が飛散するような噴火が発生、あるいは切迫している。 ・火砕流・火災サージ、融雪型火山泥流が居住地域に到達、あるいは切迫している。 【過去事例】 1888年7月15日の噴火
			4（避難準備）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）	警戒が必要な居住地域での避難準備等が必要。 要配慮者及び特定地域の避難等が必要。	・火口から概ね4km以内の居住地域に大きな噴石が飛散するような噴火の可能性。 ・火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流が居住地域に影響を及ぼす噴火の可能性。 【過去事例】有史以降の事例なし
警報	噴火警報（火口周辺）又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。 状況に応じて特定地域の避難、要配慮者の避難準備等が必要。	・火口から概ね2km以内に大きな噴石が飛散、火砕流・火砕サージが流下するような噴火の発生、またはその可能性。 ・火口から居住地域近くまで、融雪型火山泥流が到達、またはその可能性。 【過去事例】有史以降の事例なし
		火口周辺	2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 火口周辺への立入規制等。 状況に応じて特定地域の避難等が必要。	・火口から概ね1km以内に大きな噴石が飛散するような噴火の発生、またはその可能性。 【過去事例】 2000年8月15日：日別地震回数476回、有感地震発生、GNSSによる地殻変動に若干の変化、入山規制、磐梯山ゴールドライン規制
予報	噴火予報	火口内等	1（活火山であることに留意）	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）	状況に応じて火口内への立入規制、特定地域の避難準備等が必要。	・火山活動は静穏。 ・状況により火口内に影響する程度の火山灰や火山ガス等の噴出。

注1) ここでいう「噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。

注2) レベル3の規制には、一部道路の規制を含む。

注3) 火口とは、銅沼付近の旧火口と沼の平火口をいう。

※特定地域とは、居住地域よりも磐梯山の想定火口に近い所に位置する集客施設が含まれる地域を指す。

居住地域より早期に避難等の対応が必要になることがある。

※融雪型火山泥流は積雪期のみ想定される。

【修正前】

那須岳の噴火警戒レベル表

種別	名称	対象範囲	レベル（キーワード）	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域） 又は 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある	危険な居住地域からの避難等が必要	・噴火が発生し火砕流、融雪型泥流が居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫している。また、噴石が概ね4km程度の範囲に飛散する噴火が切迫、あるいは発生 【過去事例】 1410年：ブルカノ式噴火発生、その後火砕流が約8km流下、泥流の発生
			4（避難準備）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）	警戒が必要な居住地域での避難準備、要配慮者の避難等が必要 全山入山規制	・小～中規模噴火が頻発し、火砕流、融雪型泥流（冬季の場合）が居住地域まで到達するような噴火、または噴石が4km程度の範囲まで飛散するような噴火の発生が予想される 【過去事例】 1408～1410年：水蒸気噴火が頻発
警報	噴火警報（火口周辺） 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される	住民は通常の生活。状況に応じて要配慮者の避難準備 登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等	・山頂付近から中規模噴火が発生し、半径2.5km程度まで大きな噴石が飛散 【過去事例】 1881年：水蒸気噴火が発生 ・中規模噴火の発生が予想される 【過去事例】なし
			2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される	住民は通常の生活。 火口周辺への立入規制等	・山頂付近から小規模噴火が発生し、半径1.5km程度まで大きな噴石が飛散 【過去事例】なし ・小規模噴火の発生が予想される 【過去事例】1953年の噴火
予報	噴火予報	火口内等	1（活火山であることに留意）	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）	状況に応じて火口内への立入規制等	・火山活動は静穏、状況により山頂火口内及び一部火口外に影響する程度の噴出の可能性あり

注1）ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものとする。

【修正後】

那須岳の噴火警戒レベル表

種別	名称	対象範囲	レベル（キーワード）	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）又は 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・噴火が発生し、火砕流、融雪型泥流（積雪期）が居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫している。または大きな噴石が概ね4km程度の範囲に飛散する噴火が切迫、あるいは発生。 【過去事例】 1410年：ブルカノ式噴火発生、その後火砕流が約8km流下、泥流の発生
			4（避難準備）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備、要配慮者の避難等が必要。	・火砕流、融雪型泥流（積雪期）が居住地域まで到達するような噴火、または噴石が4km程度の範囲まで飛散するような噴火の発生が予想される。 【過去事例】 1408～1410年：水蒸気噴火が頻発
警報	噴火警報（火口周辺）又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて要配慮者の避難準備 登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等	・中規模噴火が発生し、山頂から2.5km程度まで大きな噴石が飛散。 【過去事例】 1881年：水蒸気噴火が発生 ・中規模噴火の発生が予想される 【過去事例】なし
			2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 火口周辺への立入規制等。	・小規模噴火が発生し、山頂から1.5km程度まで大きな噴石が飛散。 【過去事例】 1953年、1960年、1963年：水蒸気噴火発生 ・小規模噴火の発生が予想される ごく小規模の噴火 【過去事例】なし
予報	噴火予報	火口内等	1（活火山であることに留意）	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）	状況に応じて火口内への立入規制等。	・火山活動は静穏、状況により山頂火口内及び一部火口外に影響する程度の噴出の可能性あり。

※ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものとする。

福島県地域防災計画（一般災害対策編）修正 新旧対照表

別紙5

噴火警戒レベルが運用されていない火山（沼沢、燧ヶ岳）の場合

【修正前】

○噴火警戒レベルが運用されていない火山（沼沢、燧ヶ岳）の場合

種別	名称	対象範囲	警戒事項等	火山活動の状況
特別警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域嚴重警戒	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
警報	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	入山危険	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
		火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺危険	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	活火山であることに留意	火山活動は静穏。火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。

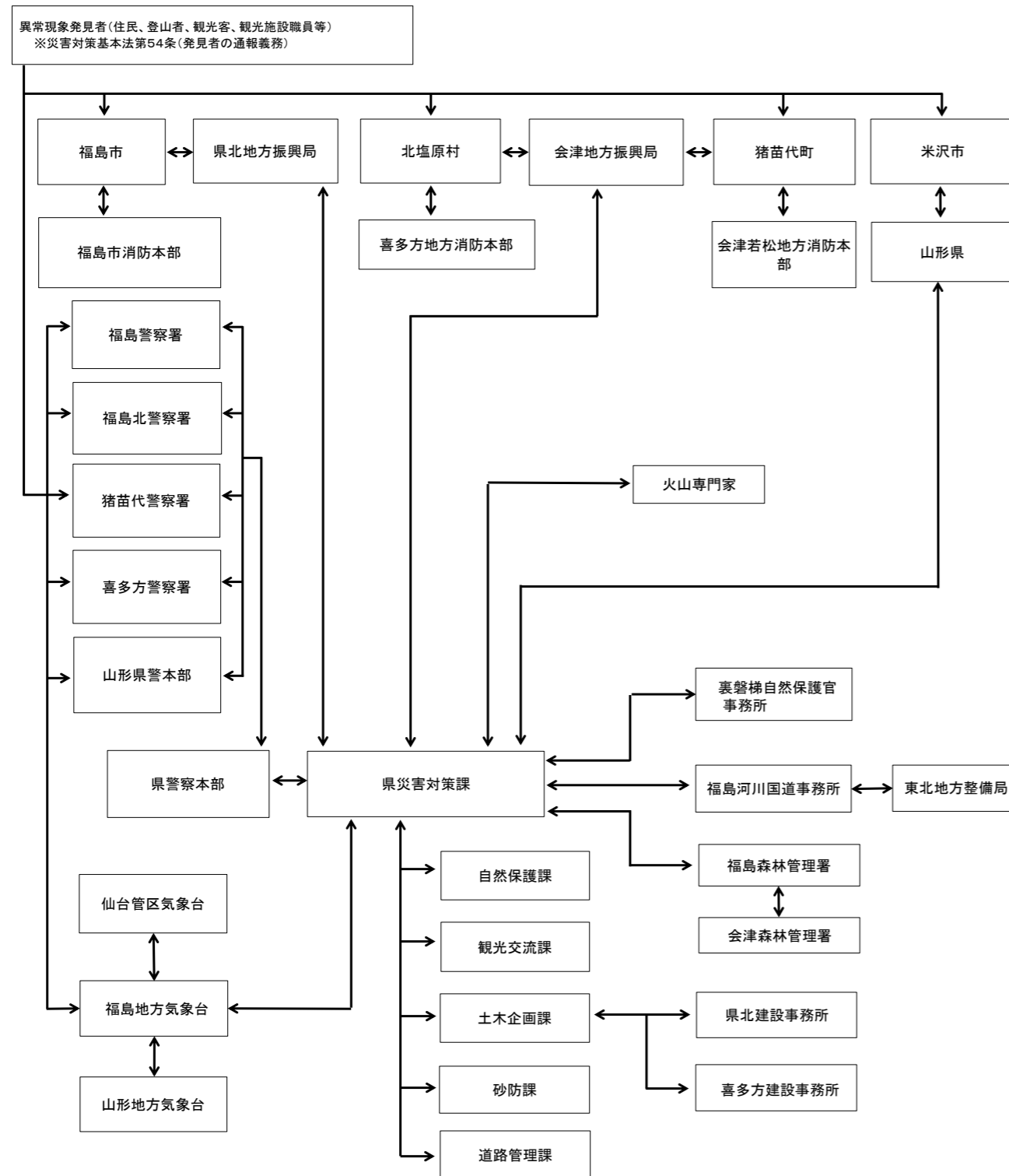
【修正後】

○噴火警戒レベルが運用されていない火山（沼沢、燧ヶ岳）の場合

種別	名称	対象範囲	警戒事項等 (キーワード)	火山活動の状況
特別警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域及びそれより火口側の範囲における嚴重な警戒 居住地域嚴重警戒	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
警報	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺における警戒 入山危険	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
		火口から少し離れた所までの火口周辺	火口から少し離れた所までの火口周辺における警戒 火口周辺危険	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	活火山であることに留意	火山活動は静穏。火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。

【修正前】

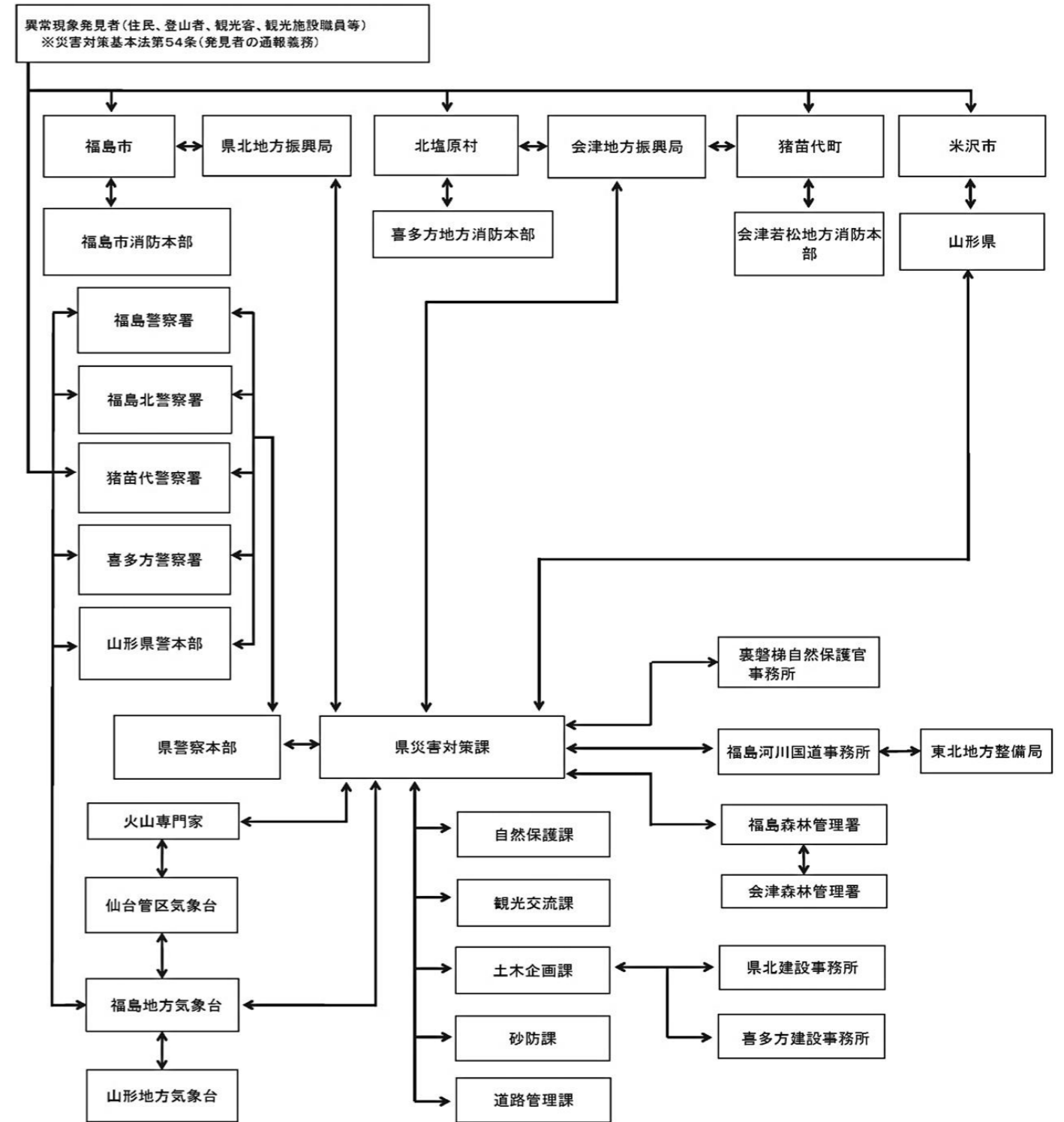
吾妻山情報連絡系統図



※ 関係機関が双方向から情報伝達を行うことにより、関係機関内で情報共有し、災害対応等を行うものとする。
 ※ 県及び市町村は、関連する観光団体、観光施設等と情報共有を図るとともに、山岳会等の団体に対して速やかに情報提供するものとする。
 ※ 災害時には、関係機関が連携して対応する。

【修正後】

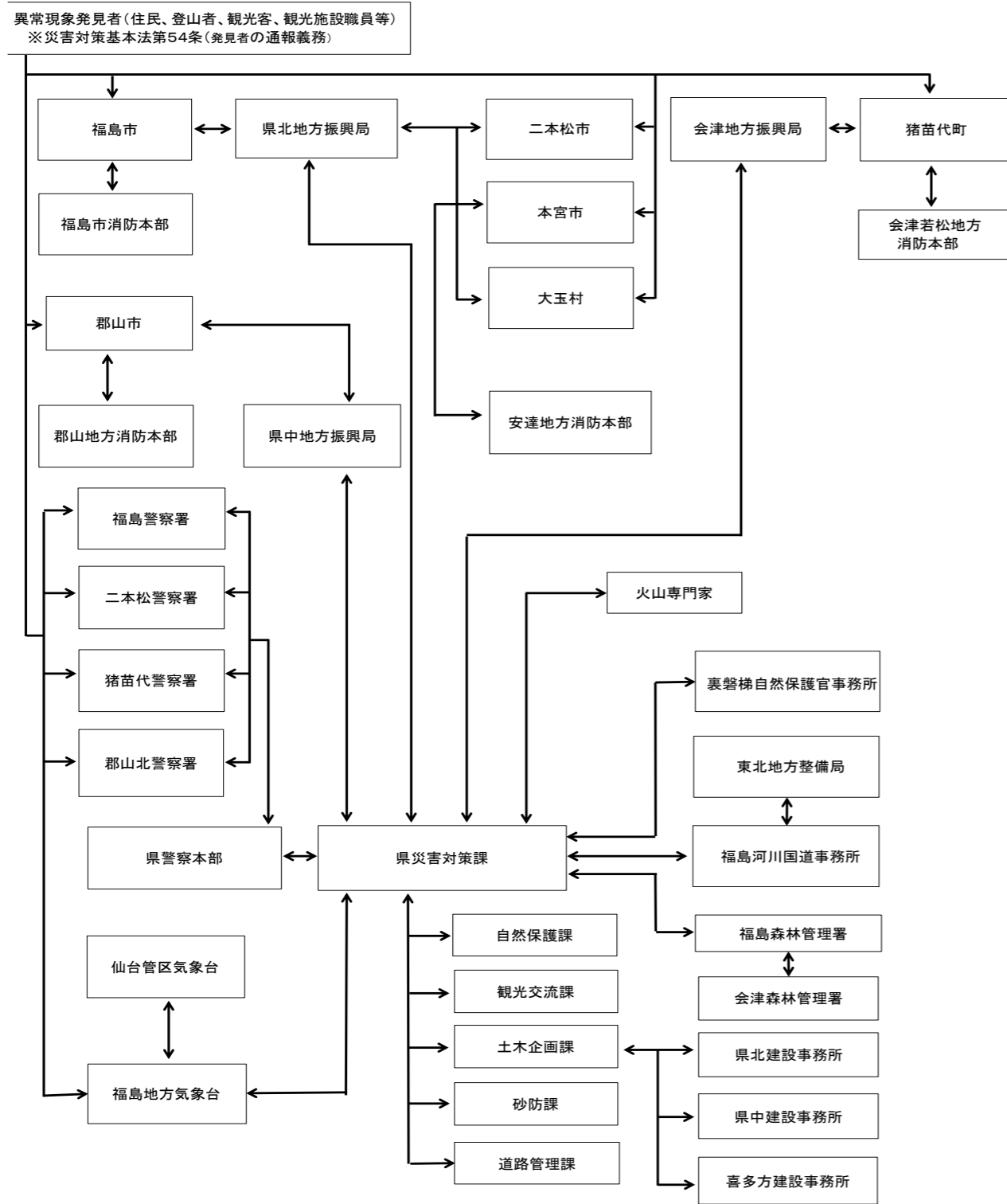
吾妻山情報連絡系統図



※ 関係機関が双方向から情報伝達を行うことにより、関係機関内で情報共有し、災害対応等を行うものとする。
 ※ 県及び市町村は、関連する観光団体、観光施設等と情報共有を図るとともに、山岳会等の団体に対して速やかに情報提供するものとする。
 ※ 災害時には、関係機関が連携して対応する。

【修正前】

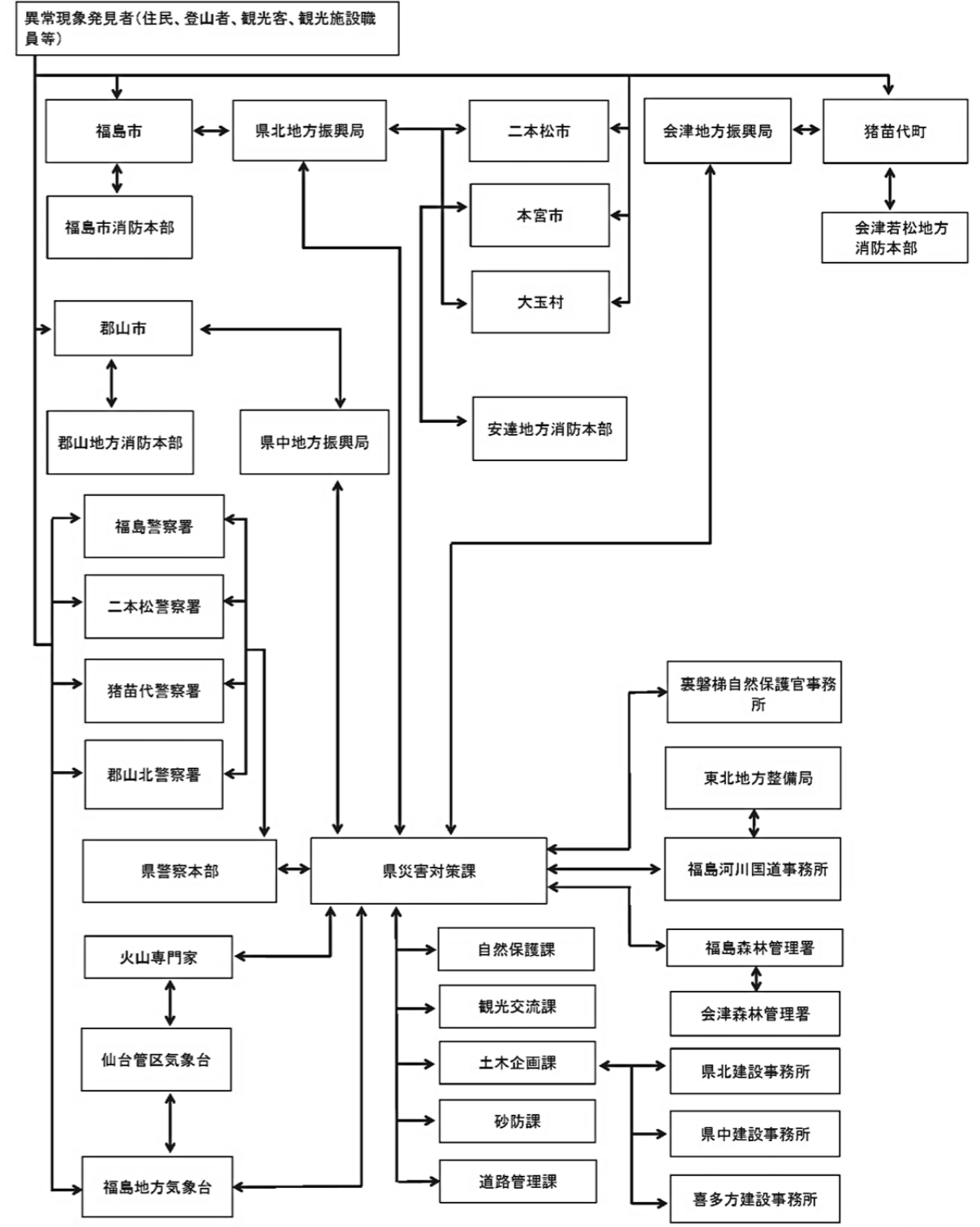
安達太良山情報連絡系統図



※ 関係機関が双方向から情報伝達を行うことにより、関係機関内で情報共有し、災害対応等を行うものとする。
 ※ 県及び市町村は、関連する観光団体、観光施設等と情報共有を図るとともに、山岳会等の団体に対して速やかに情報提供するものとする。
 ※ 災害時には、関係機関が連携して対応する。

【修正後】

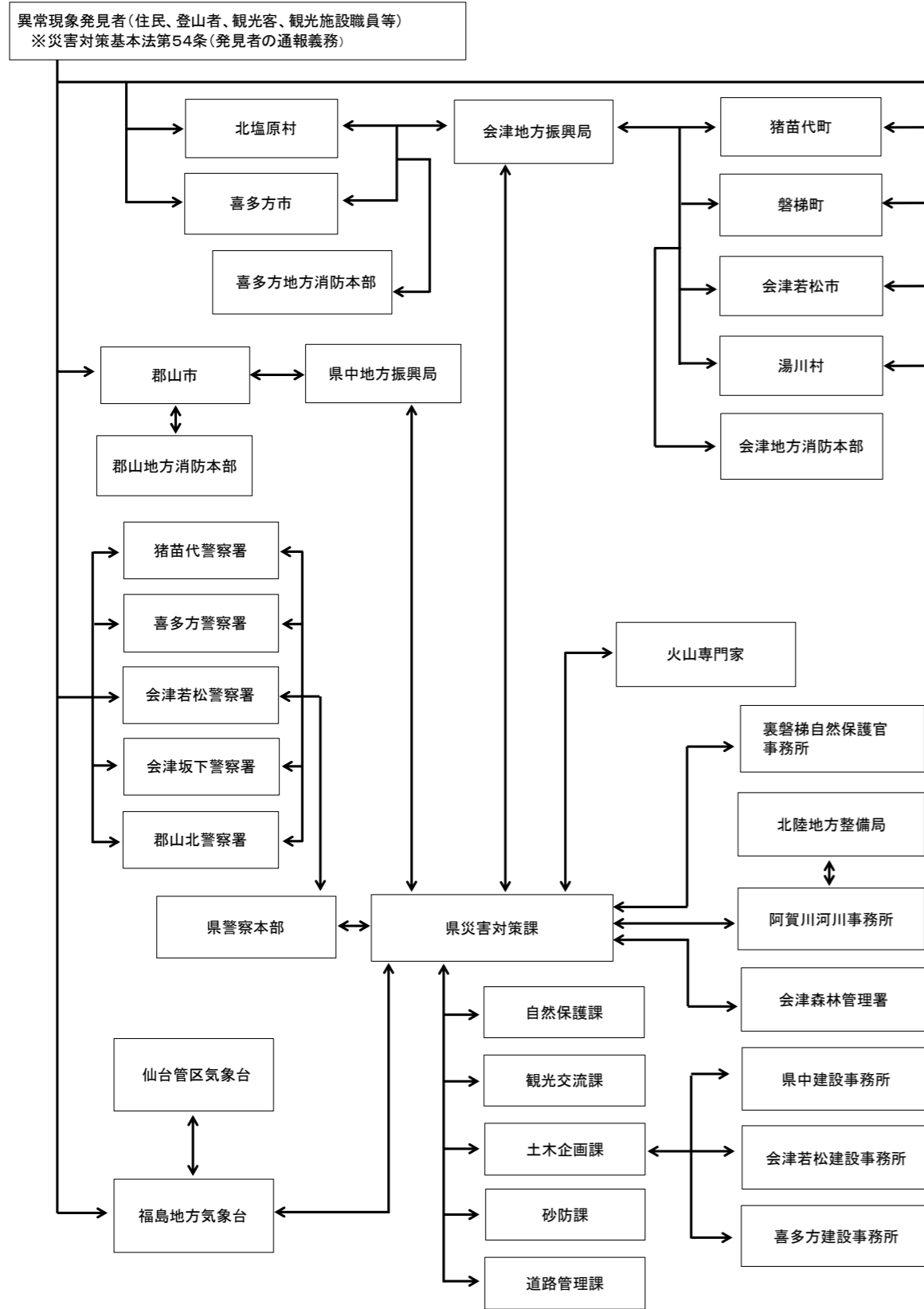
安達太良山情報連絡系統図



※ 関係機関が双方向から情報伝達を行うことにより、関係機関内で情報共有し、災害対応等を行うものとする。
 ※ 県及び市町村は、関連する観光団体、観光施設等と情報共有を図るとともに、山岳会等の団体に対して速やかに情報提供するものとする。
 ※ 災害時には、関係機関が連携して対応する。

【修正前】

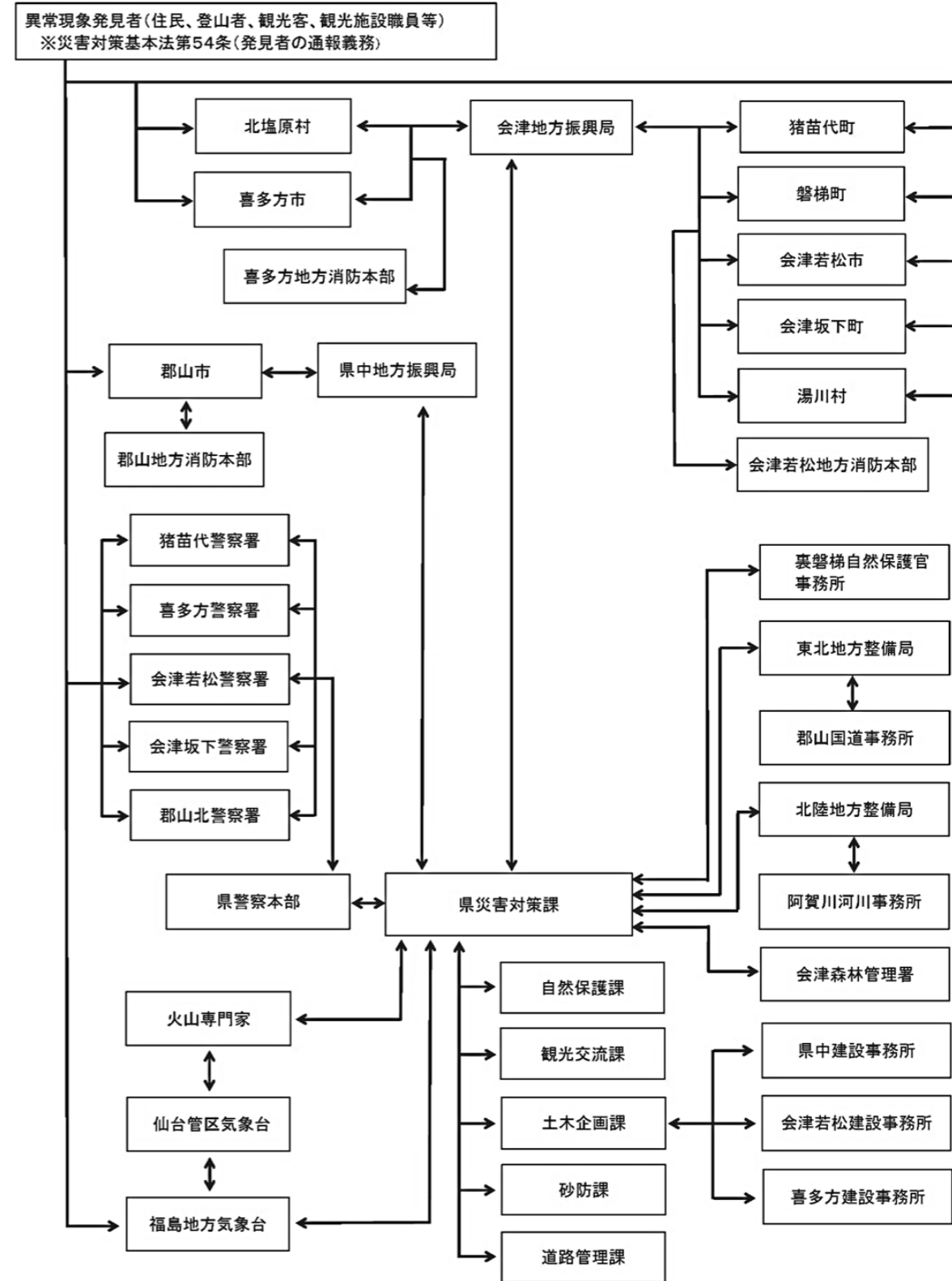
磐梯山情報連絡系統図



※ 関係機関が双方向から情報伝達を行うことにより、関係機関内で情報共有し、災害対応等を行うものとする。
 ※ 県及び市町村は、関連する観光団体、観光施設等と情報共有を図るとともに、山岳会等の団体に対して速やかに情報提供するものとする。
 ※ 災害時には、関係機関が連携して対応する。

【修正後】

磐梯山情報連絡系統図



※ 関係機関が双方向から情報伝達を行うことにより、関係機関内で情報共有し、災害対応等を行うものとする。
 ※ 県及び市町村は、関連する観光団体、観光施設等と情報共有を図るとともに、山岳会等の団体に対して速やかに情報提供するものとする。
 ※ 災害時には、関係機関が連携して対応する。

【修正前】

【修正後】

(新設)

【火山災害対策に係る配備基準】

配備区分	配 備 体 制	配 備 時 期
事前配備	<p>情報連絡のため、災害対策課、関係部総室の少数の人員をもって当たるもので、状況により次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。</p> <p>[災害対策課体制]</p>	<p>1 火山活動に活発化の兆候が観測され、火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表されたとき。</p> <p>2 その他特に災害対策課長が必要と認められたとき。</p>
警戒配備	<p>関係各部総室の所要人員で災害に関する情報収集及び連絡活動が円滑に行える体制とする。</p> <p>[危機管理総室班体制]</p>	<p>1 噴火警報（火口周辺）の発表により噴火警戒レベルが2（火口周辺規制）又は3（入山規制）に引き上げられたとき。</p> <p>2 その他特に危機管理部政策監が必要と認められたとき。</p>
特別警戒配備	<p>関係部(局)の部(局)筆頭総室筆頭課長及び関係総室の所要人員で災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況に応じて特別警戒本部の設置に移行できる体制とする。</p> <p>[危機管理総室全身体制]</p>	<p>1 噴火警報（火口周辺）の発表により噴火警戒レベルが3（入山規制）に引き上げられ、危機管理部長が必要と認められたとき。</p> <p>2 噴火警報（居住地域）の発表により噴火警戒レベルが4（避難準備）に引き上げられたとき。</p> <p>3 その他特に危機管理部長が必要と認められたとき。</p>
特別警戒本部体制	<p>関係部(局)長及び関係総室の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し状況に応じて災害対策本部の設置に移行できる体制とする。</p> <p>[特別警戒本部設置]</p>	<p>1 県内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、福島県災害対策本部の設置に至るまでの間又は福島県災害対策本部の設置に至らない程度において必要と認められるとき。</p> <p>2 その他特に副知事が必要と認められたとき。</p>
災害対策本部体制	<p>激甚な災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、組織及び機能のすべてを挙げて、応急対策に当たる体制とする。</p> <p>[災害対策本部設置]</p>	<p>1 噴火警報（居住地域）の発表により噴火警戒レベルが5（避難）に引き上げられたとき。</p> <p>2 火山災害が発生し、広域的な応急対策が必要又は必要となると認められるとき。</p> <p>3 その他特に知事が必要と認められたとき。</p>

※特別警戒配備、特別警戒本部体制及び災害対策本部体制における配備要員数は、「第3章第2節 職員の動員配備」に定めるとおりとする。

福島県地域防災計画（一般災害対策編）修正 新旧対照表

別紙 10
噴火警報等の伝達機関

【修正前】

噴火警報等の伝達機関

伝達官署・火山	伝達先	火山名					
		吾妻山	安達太良山	磐梯山	燧ヶ岳	沼沢	那須岳
福島地方気象台	福島県（危機管理総室）	○	○	○	○	○	○
	福島県警察本部	○	○	○	○	○	○
	福島海上保安部	○	○	○	○	○	○
	福島森林管理署	○	○	—	—	—	—
	福島森林管理署白河支署	—	—	—	—	—	○
	会津森林管理署	○	○	○	—	○	—
	会津森林管理署南会津支署	—	—	—	○	—	—
	東北地方整備局福島河川国道事務所	○	○	○	○	○	○
	北陸地方整備局阿賀川河川事務所	○	○	○	○	○	○
	裏磐梯自然保護官事務所	○	○	○	—	—	—
	檜枝岐自然保護官事務所	—	—	—	○	—	—
	那須自然保護官事務所	—	—	—	—	—	○
	東北運輸局福島運輸支局	○	○	○	○	○	○
	国土地理院東北地方測量部	○	○	○	○	○	—
	陸上自衛隊第44普通科連隊	○	○	—	—	—	—
	陸上自衛隊第6特科連隊	—	—	○	○	○	○
	新聞・ラジオ・テレビ報道機関	○	○	○	○	○	○
	鉄道気象連絡会福島地方部会	○	○	○	○	○	○

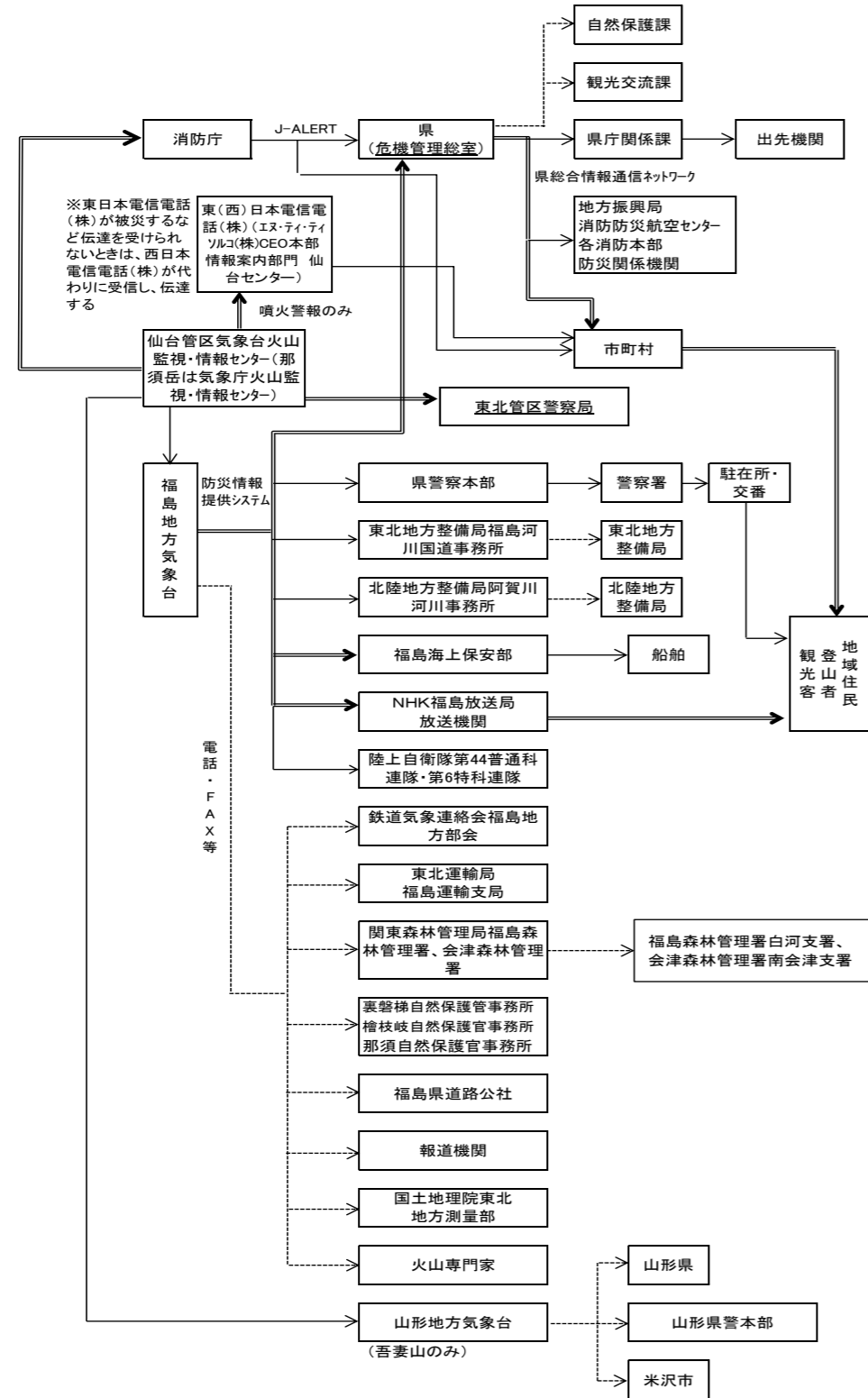
【修正後】

噴火警報等の伝達機関

伝達官署・火山	伝達先	火山名					
		吾妻山	安達太良山	磐梯山	燧ヶ岳	沼沢	那須岳
福島地方気象台	福島県（危機管理総室）	○	○	○	○	○	○
	福島県警察本部	○	○	○	○	○	○
	福島海上保安部	○	○	○	○	○	○
	福島森林管理署	○	○	—	—	—	○
	会津森林管理署	○	○	○	○	○	—
	東北地方整備局福島河川国道事務所	○	○	○	○	○	○
	東北地方整備局郡山国道事務所	—	—	○	—	—	—
	北陸地方整備局阿賀川河川事務所	○	○	○	○	○	○
	裏磐梯自然保護官事務所	○	○	○	—	—	—
	檜枝岐自然保護官事務所	—	—	—	○	—	—
	那須自然保護官事務所	—	—	—	—	—	○
	東北運輸局福島運輸支局	○	○	○	○	○	○
	国土地理院東北地方測量部	○	○	○	○	○	—
	陸上自衛隊第44普通科連隊	○	○	○	○	○	○
	新聞・ラジオ・テレビ報道機関	○	○	○	○	○	○
鉄道気象連絡会福島地方部会	○	○	○	○	○	○	

【修正前】

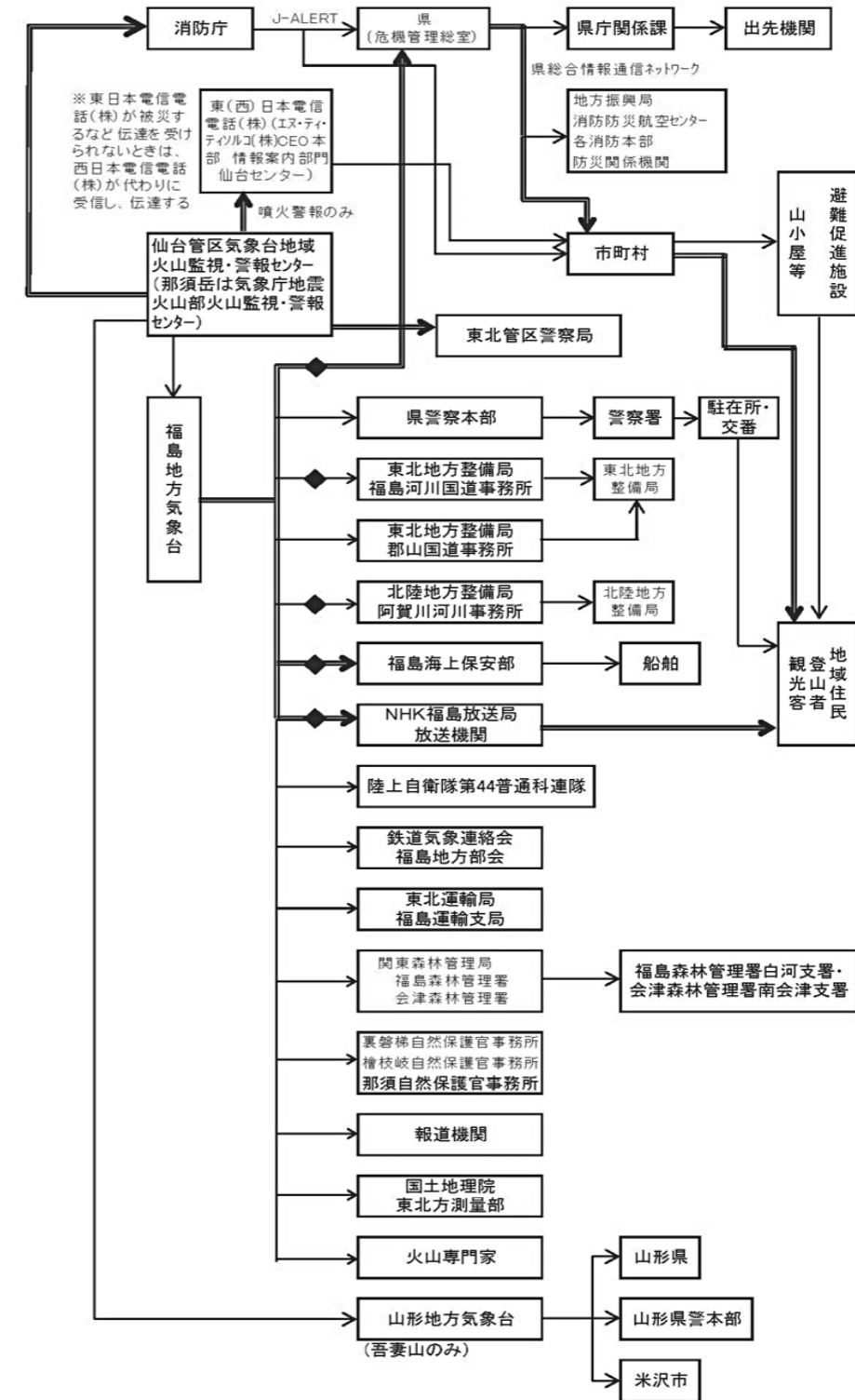
噴火警報等伝達系統図



※二重線は特別警報発表時の伝達義務（放送機関はNHK福島放送局のみ）

【修正後】

噴火警報等伝達系統図



※二重線は、特別警報発表時の伝達義務あり。（放送機関はNHK福島放送局のみ）
 ※「◆」は、防災情報提供システム（送達報）を用いた情報伝達を示す。
 ※北陸地方整備局に対しては、新潟地方気象台から防災情報提供システムを用いた情報の伝達あり。